		役場職員の人事異動 4	月1日付〔	〕内は前職				
総務課			経済観光課					
主査	町田 拓也	〔総合政策課主任〕	主査	岩井 昌司	〔町民福祉課主査〕			
主事(本庄!	県土整備事務所	へ派遣)芳野 舜一〔建設課主事〕	主任	土師 侑哉 〔	公民館主事(兼)生涯学習課主事〕			
総合政策課			農業委員会事務局主事(兼)経済観光課主事					
課長	宮 穂高	[埼玉県より派遣]		渡辺 玲香	〔町民福祉課主事〕			
課長補佐	堀内 守	〔保険健康課長補佐〕	主事補	金井 智樹	〔新採用〕			
主任	関口 和揮	〔税務課主事〕	建設課					
税務課			課長	中里 宏之	〔建設課長補佐〕			
課長	稲荷 和弘	〔総務課長補佐〕	技監	石井 嘉彦	〔埼玉県より派遣〕			
主査	大畠 由行	〔経済観光課主任〕	主査	星野 喜正	〔経済観光課主査〕			
主任	高柳 直貴	〔経済観光課主任〕	主事	新井 崇紘				
主任	水上 春香	〔町民福祉課主事〕			上事(本庄県土整備事務所へ派遣)			
町民福祉護			会計課					
主査	竹山 由紀	[生涯学習課主査]		皆(兼)会計課長	春山 孝子 〔税務課長〕			
主査	髙田 和也	〔税務課主査〕	主事補	清水慶太	〔防災環境課主事補〕			
主事	北嶋 佑子	〔保健センター主事〕	<u></u> 3 · 1113	713.3 - 22.4	(1/3) ( 1/1/38) = 3 (113)			
主事	新井 浩	〔会計課主事〕	学務課課長	堀口 二三夫				
主事補	清水 一真	〔建設課主事補〕	課長補佐	須藤 早苗	(子初林以間江)			
丹荘保育所	ŕ		<b>承以</b> 他任		総務課長補佐(兼)ステラ神泉所長			
主任	' 河野 聖未	〔青柳保育所主任〕	11111111111		総分林文僧性(米/ヘノノ門水川文			
保育士	坂田 瑠美	〔青柳保育所保育士〕	神川幼稚園		(地川州#国司国目)			
保育士	坂本 妃那	〔新採用〕	園長 主席	根本 なをみ 福嶋 紀子	〔神川幼稚園副園長〕 〔丹荘保育所主席〕			
青柳保育所	Ť							
主任	' 白浜 麻衣子		教諭	鈴木 彩香	〔青柳保育所保育士〕			
保育士	林 絵理香	〔丹荘保育所保育士〕	生涯学習語					
保育士	松本 桃子	〔新採用〕		多目的交流施設i				
	H		主査	草間 範子	[保険健康課主任] 翌週末東援 出共 京久			
防災環境認 課長	榊 豊			事補(兼)生涯学				
主事補	荒井 将之	〔新採用〕	〔農業委員会事務局主事補(兼)経済観光課主事補〕					
		(利は水川)	上下水道認					
保険健康認 課長補佐	* 木村 純子	 〔町民福祉課主査〕	課長	矢島 柾仁	〔学務課長〕			
主任	飯島 綾香	〔税務課主任〕	神泉総合支所地域総務課					
			支所長(兼	)課長(兼)会計				
主事	小暮 雅樹	〔地域包括支援センター主事〕		國本 剛史	〔上下水道課長〕			
保健センタ		2 (#C±©III)	課長補佐(	兼)会計課分室	長補佐(兼)ステラ神泉所長			
主事補	五十嵐 梨沙子	<del>"</del> 〔新採用〕 ————————————————————————————————————		浅見 典男	〔課長補佐(兼)会計課分室長補佐〕			
	援センター	(m- m t= t l = m -) - + >			ろば」にて、新採用職員の紹介記事			
主事	杉山 諒	〔町民福祉課主事〕	を掲載し	っていますので、	併せてご覧ください。			
[3月31]	3付 退職者】							
中原孝   〔防災環境課長〕								
四方田 久美 〔会計管理者(兼)会計課長〕								
引田 直樹 〔生涯学習課長(兼)多目的交流施設所長〕								
設楽 健一 〔神泉総合支所長(兼)地域総務課長(兼)会計課分室長〕								
堀越 智文								
松長 隆行 (建設課技監)(県へ帰任)								
古公 悦子								

〔地域包括支援センター主幹(兼)総合福祉センター主幹〕

〔保険健康課主事補〕

〔保健センター主事(兼)地域包括支援センター主事(兼)保険健康課主事〕

戸谷 悦子

金子 美紀

宮一 愛美

## 65歳以上の方の介護保険料が変わります

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする第8期介護保険事業計画が策定され、介護保険料の基準額は月額5,600円(年額67,200円)となりました。町では、保険料の上昇を抑えるため「介護給付費準備基金」の取り崩しを行うことで、保険料の負担軽減につとめました。第8期計画では、「生きがいのある健康な町づくり」を基本理念とし、住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを強化します。

## どうして保険料があがるの?

65歳以上の方の保険料は介護保険給付費等の見込みに基づいて3年ごとに見直しています。

高齢化の進展により介護サービスに係る費用は 年々増加している状況から、今後の介護保険給付費 等の増加に見合った保険料が必要となります。

## 介護保険給付費・地域支援事業費の推移 3年間で約1.1億円増

年度	介護給付費
平成30年度	約9.4億円
令和元年度	約9.4億円
令和2年度	約9.5億円
令和3年度	約10.5億円

※2年度は決算見込額、3年度は計画額となります

## 介護保険料の賦課の方法は?

介護保険料の賦課は、毎年4月1日を基準に行います。その後、新たに被保険者資格を取得した方は、 資格を取得した月から保険料の納付が始まり、本人の所得状況や同じ世帯の方の町民税課税状況に応じて 保険料が決定します。

	所得	基準額比	年額保険料	
第1段階	世帯全員が 非課税	年金収入等80万円以下 (生活保護受給者·老齢福祉年金受給者等)	0.3	20,160円
第2段階		年金収入等80万円超120万円以下	0.5	33,600円
第3段階		年金収入等120万円超	0.7	47,040円
第4段階	本人非課税 (世帯内に	年金収入等80万円以下	0.9	60,480円
第5段階	課税者あり)	年金収入等80万円超 【基準額】	1.0	67,200円
第6段階		合計所得金額120万円未満	1.2	80,640円
第7段階	本人が 町民税課税	合計所得金額120万円以上210万円未満	1.3	87,360円
第8段階		合計所得金額210万円以上320万円未満	1.5	100,800円
第9段階		合計所得金額320万円以上	1.7	114,240円

15 KAMIKAWA 5月号 KAMIKAWA 5月号 14